

道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事 基本協定

1	事業名称	道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事
2	事業箇所	東広島市西条町寺家
3	事業期間	基本協定締結日の翌日から平成33年（西暦2021年）3月31日まで

第1章 総則

（目的）

第1条 本基本協定は、東広島市（以下「本市」という。）と道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事（以下「本事業」という。）を実施する代表企業、構成企業からなるコンソーシアム（以下「事業者」という。）が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 基本協定において使用する用語の定義は、別紙1「用語の定義」に定めるところによるほか、プロポーザル説明書等に定義されるところによる。

（総則）

第3条 本市及び事業者は、日本国の法令を遵守し、基本協定を履行しなければならない。また、プロポーザル説明書等及び事業者提案は、基本協定と一体となるものとする。

- 2 事業者は、自らの責任及び費用において第6条の業務を事業期間において行うものとする。
- 3 基本協定の履行に関して本市及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 基本協定の履行に関して本市及び事業者の間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 5 基本協定における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 基本協定に係る訴訟については、広島地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第4条 本市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第5条 本事業に係る指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、本市及び事業者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、本市又は事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 本市及び事業者は、基本協定の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に

記録する。

第2章 本事業の実施に関する事項

(事業者の行う業務)

第6条 事業者は、プロポーザル説明書等及び事業者提案に基づき、事業者の責任において、本事業及び本事業を実施する上で必要な関連業務を行うものとする。

(事業者の役割等)

第7条 事業者は、本事業の実施において、本市との間で書面により別途合意した場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる役割及び義務を負うものとする。

- (1) 設計・工事監理企業 設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、プロポーザル説明書等及び事業者提案に基づき、設計業務及び工事監理業務を適正かつ確実に実施すること。
- (2) 建設企業 建設工事請負契約、プロポーザル説明書等及び事業者提案に基づき、建設業務を適正かつ確実に実施すること。

(代表企業の役割等)

第8条 代表企業は、基本協定、プロポーザル説明書等及び事業者提案に基づき、構成企業をして本事業を事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できる仕組みを構築するとともに、その仕組みを維持更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。

2 代表企業は、プロポーザル説明書等に基づき統括管理技術者を配置し、基本協定締結後から事業者の本事業に係る全ての業務完了時までプロポーザル説明書等に示す業務に従事させなければならない。

(当事者が締結すべき契約等)

第9条 本市と設計・工事監理企業は、基本協定の締結後速やかに、プロポーザル説明書等に基づき、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を締結する。

- 2 本市と建設企業は、基本協定の締結後速やかに、プロポーザル説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。
- 3 事業者の責めに帰すべき事由により設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約の締結に至らなかった場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 本市の責めに帰すべき事由により設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約の締結に至らなかった場合、本市は事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

(基本協定の変更)

第10条 本市は、基本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の書面を受領した日から14日以内に、変更に伴う措置、期間等の変動の有無について検討し、検討結果を本市に通知の上、本市との間で協議を行うものとする。
- 3 前項の協議が調わない場合は、本市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 基本協定の変更は、本市及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

(免責)

第11条 事業者は、基本協定において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に関する本市

による確認、承認若しくは立会又は事業者からの本市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、基本協定上の責任が軽減され、又は免除されることはなく、本市は、当該確認、承認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、新たな責任を負うことはない。

(リスク分担)

第12条 事業期間中の本市及び事業者のリスク分担は、別紙2「リスク分担表」のとおりとし、同表に定めるもの以外の事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市と事業者とが協議して定める。

(本件土地の使用)

第13条 対象施設の整備は、本件土地において行う。

- 2 事業期間中の本件土地の管理は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。
- 3 事業者は、本事業に必要な範囲について本件土地を無償で使用することができる。
- 4 事業者は、本件土地に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、基本協定及び本件各契約に別段の定めがある場合を除き、これを本市に請求しない。

(権利義務の処分等)

第14条 事業者は、基本協定上の権利若しくは義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

第3章 基本協定の解除に関する事項

(基本協定の解除)

第15条 本市又は事業者は、本件各契約を解除できる場合、基本協定を解除することができる。

第4章 その他

(秘密保持)

第16条 事業者は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。事業期間終了後も、同様とする。

- (1) 本プロポーザルの公示日(以下「公示日」という。)に公知である情報
 - (2) 公示日以前に既に事業者が自ら保有していた情報
 - (3) 本市が基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 公示後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 公示後に事業者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (7) 本市が法令、条例等に基づき開示する情報
 - (8) 本市が本市議会の請求に基づき開示する情報
- 2 事業者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
 - 4 事業者は、委託先、請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士、公認会計士等への相談依頼等を行う場合等は、相手方に本条の規定と同等の守秘義務(法令上守秘義務を負う者は当該

法令上の守秘義務で足りるものとする。)を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

- 5 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するののないよう適切な配慮をしなければならない。
- 6 事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を本市に通知しなければならない。事業者は、保管場所について、本市から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

(個人情報保護)

第17条 事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、本市が貸与する情報、帳票及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報（以下これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。事業期間終了後も、同様とする。

- 2 事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3 事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項及び前項の違反は、事業者による違反とみなす。
- 4 事業者は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することはできない。
- 5 事業者は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させなければならない。
- 6 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、本市に対し、速やかに報告しなければならない。
- 7 本市は、必要に応じて、事業者による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができることとし、事業者は当該立入調査に協力しなければならない。
- 8 事業者は、本事業の業務終了後、本市に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、本市の指示に従わなければならない。
- 10 事業者は、事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者に前各項に定める事業者の義務と同様の義務を課さなければならない。

(損害賠償)

第18条 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合は、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、事業者のいずれかの債務不履行に起因して本市に損害を与えた場合には、事業者は本市に対し連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(補則)

第19条 基本協定に定めのない事項については、必要に応じて本市と事業者とが協議して定める。

上記の事項について、東広島市と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書5通を作成し、東広島市及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年（西暦 年） 月 日

（市） 東広島市

所在地： 広島県東広島市西条栄町8番29号

代表者職氏名： 東広島市長 高垣 廣徳

（事業者）

【建設JV】

（代表企業 建設企業）

所在地：

商号：

代表者職氏名：

（構成企業 建設企業）

所在地：

商号：

代表者職氏名：

【設計JV】

（構成企業 設計・工事監理企業）

所在地：

商号：

代表者職氏名：

（構成企業 設計・工事監理企業）

所在地：

商号：

代表者職氏名：

別紙1 用語の定義

基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「設計業務委託契約」とは、業務委託契約約款及び業務委託契約約款特約事項（設計業務）を用いて行う、本市と設計・工事監理企業との間で締結する「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事」に基づく契約（当該契約に関して本市と設計・工事監理企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 2 「工事監理業務委託契約」とは、業務委託契約約款及び業務委託契約約款特約事項（工事監理業務）を用いて行う、本市と設計・工事監理企業との間で締結する「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事」に基づく契約（当該契約に関して本市と設計・工事監理企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 3 「建設工事請負契約」とは、建設工事請負契約約款、建設工事請負契約約款特約事項及び建設工事請負契約約款特約事項2を用いて行う、本市と建設企業との間で締結する「道の駅整備事業（仮称）道の駅西条地域連携施設等設計施工一括工事」に基づく契約（当該契約に関して本市と建設企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 4 「本件各契約」とは、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約を総称していう。
- 5 「事業期間」とは、設計業務、工事監理業務及び建設業務の全てを実施する期間をいう。
- 6 「本件土地」とは、東広島市西条町寺家に存し、別紙3「本件土地」に示す用地をいう。
- 7 「プロポーザル説明書等」とは、本プロポーザルにおいて本市が配布したプロポーザル説明書、要求水準書（別紙を含む。）及びこれらの資料に係る質問回答書をいう。
- 8 「事業者提案」とは、本プロポーザルにおいて事業者が本市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（プレゼンテーションにおける質疑応答の内容を含む。）をいう。

別紙2 リスク分担表（1）

リスク項目		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	プロポーザル図書	プロポーザル図書のかしによるもの	●	-	
	契約締結	市の責めに帰すべき事由により契約が結べない場合	●	-	
		事業者の責めに帰すべき事由により契約が結べない場合	-	●	
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	●	-	
	近隣対応	対象施設の整備自体に対する住民反対運動	●	-	
	法令変更	本事業に直接影響を与える法令の改正	●	-	
	税制度変更	本事業に直接影響を与える税制の変更	●	-	
		消費税率の変更	●	-	
	許認可遅延	事業者の責めによるもの	-	●	
		市の責めによるもの	●	-	
	物価変動リスク	工事中の物価変動に伴うもの	●	●	
	本事業の中止・遅延に関するリスク	市の指示、市の債務不履行によるもの	●	-	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻等によるもの	-	●	
		国の事業の中止・遅延によるもの	●	-	
	第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因するもの	-	●	
		上記以外の要因によるもの	●	-	
	不可抗力	災害（地震、豪雨、豪雪等）の発生	●	●	
	自然条件	湧水・地下水	予見不可能な湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等	●	-
			上記以外のもの	-	●
		支持地盤	予見不可能な軟弱地盤、杭工事におよぼす支持地盤の影響等（※地質調査の結果、特殊基礎が必要となった場合等）	●	-
上記以外のもの			-	●	
作業用道路・ヤード		工事中道路・作業スペースの制約	-	●	
地中障害物		与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	●	-	
	上記以外のもの	-	●		
その他	自然環境への配慮等	-	●		
社会条件	近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等	-	●	
	騒音・振動・大気	工事に起因する騒音・振動・排出ガスの配慮	-	●	
	水質汚濁	工事に起因する周辺水域環境に対する水質汚染の配慮	-	●	
	作業用道路	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事中道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮	-	●	
	建設副産物	工事に起因する建設廃棄物の処分	-	●	

別紙2 リスク分担表（2）

リスク項目		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
設計	設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	●	-
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	-	●
	測量・調査リスク	事業者が貸与資料に基づき行った設計によるもの	-	●
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの	-	●
		上記以外のもの	●	-
	建設着工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	●	-
上記以外の要因によるもの		-	●	
工事	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	●	-
		上記以外の要因による工事費の増大	-	●
	工事遅延リスク	市の実施する別工事又は国の実施する工事遅延に伴う事業者の工事着手の遅延	●	-
		市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	●	-
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	-	●
	一般損害リスク	工事目的物の引渡し前に工事の目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害	-	●

別紙3 本件土地

